



有田市いじめ防止等基本方針

平成26年3月

有田市教育委員会

(最終改訂 令和3年8月)

目次

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 有田市いじめ防止基本方針策定の目的
- 2 いじめ防止等のための対策に関する基本理念
- 3 いじめの定義

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 教育委員会として実施すべき施策
 - (1) いじめの未然防止、早期発見に関すること
 - (2) いじめへの対処に関すること
 - (3) 連携の強化
 - (4) 学校評価及び教員評価の留意点、学校運営改善の支援
- 2 学校として実施すべき施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 校内の組織づくり
 - (3) いじめの未然防止
 - (4) いじめの早期発見
 - (5) いじめへの早期対応
 - (6) 家庭・地域との連携
 - (7) 取組内容の点検・評価

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味について
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の趣旨及び調査主体について
 - (4) 調査を行うための組織について
 - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (6) その他留意事項
- 2 調査結果の提供及び報告
 - (1) 情報の適切な提供
 - (2) 調査結果の報告
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査を行う機関の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 有田市いじめ防止基本方針策定の目的

有田市教育委員会は、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が施行されたことを受け、いじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持しつつ、学校、家庭、地域及びその他の関係機関の連携のもと、いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、有田市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定することとした。

なお、市基本方針（案）の策定にあたっては、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本方針」を参酌するとともに、本市の実情を踏まえたものとした。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そこで、いじめから一人でも多くの児童生徒を救うため、学校を含めた社会全体が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも、起こりうる」ことを念頭におき、それぞれの役割と責任を果たさなければならない。

以上のような認識に立ち、有田市のいじめ防止等の対策は、次のことを基本として行う。

すべての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そのために、すべての児童生徒がいじめ問題に関して十分に理解を深めつつ、互いの人権を尊重し合う精神を育てることを目指す。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であることから、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に安心して取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、児童生徒の表情や行動の変化等、小さなサインを見逃さないよう、日頃から丁寧に児童生徒理解を深め、教職員が情報を共有しつつ、早期発見に努める。

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうることから、いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域及びその他の関係機関が連携して、迅速かつ組織的に対応する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意事項】

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」等を活用して行う。
- (2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生

徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。

- (4) インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- (5) いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

【具体的ないじめの態様】

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 教育委員会として実施すべき施策

(1) いじめの未然防止、早期発見に関すること

- ① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し周知を図る。市としては、市教育委員会が相談窓口となるとともに、他の相談機関との連携を図り、多様な相談窓口を確保し、市内の関係各者に周知徹底する。

- ② いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等について必要な広報、その他の啓発活動を行う。

また、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関等の取組を支援し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。また、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止等に必要な啓発活動を実施する。

- ③ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して教職員の資質能力の向上を図る。加えて、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者や、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

また、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」（平成24年11月）「いじめ問題対応ハンドブック」（平成25年3月）をはじめ、いじめ問題に関する資料や生徒指

導資料集を活用した校内研修の実施を促す。

- ④ 児童生徒をいじめから守り、地域社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、5月、11月の第3週を「いじめ防止啓発週間」とする。
- ⑤ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。
- ⑥ いじめの実態把握のための取組状況を点検するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。特に、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行うよう指導・助言する。

(2) いじめへの対処に関すること

- ① いじめの通報・発見を受けた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては人格の成長を旨として、教育的配慮の下、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援を行い、その対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ② 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
また、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ③ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 連携の強化

- ① より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体との連携促進等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を支援するとともに、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下、適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体が連携を強化する体制の構築を支援する。
- ② いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) 学校評価及び教員評価の留意点、学校運営改善の支援

- ① 学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見に向けての取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。
- ② 学校運営改善において、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど学校運営の改善を支援する。

2 学校として実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本

的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」以下、「学校基本方針」という。)として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公表する。また、同基本方針の内容を必ず入学時・各学年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行う。

【具体的な方針の内容】

- ◇ いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
- ◇ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定める。
加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。
- ◇ 学校基本方針を策定するに当たっては、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

(2) 校内の組織づくり

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校長が任命した構成員からなるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の参加を求めるとも効果的である。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

【具体的な組織の役割】

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ◇ 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割

(3) いじめの未然防止

- ① 教育活動全体を通じて、児童生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる豊かな体験を通じて自己有用感を高め、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ③ 児童生徒が学級活動や児童(生徒)会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識といじめを解決できる力を持った

自浄力のある集団づくりを行う。加えて、全ての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と社会性の伸長を図る。

- ④ 児童生徒にソーシャル・ネットワーキング・サービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(4) いじめの早期発見

- ① いじめは大人の目につみにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきににくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、平素から児童生徒の生活実態を細かく把握し、児童生徒が示す表情の変化や危険信号を見逃すことのないようアンテナを高く保つ。
- ② 児童生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりが重要である。日常取り組んでいる学級担任と児童生徒の間で交わされる日記や個人ノート、生活ノート等の活用により、担任を中心として児童生徒との深い信頼関係の構築に努める。加えて、養護教諭やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ③ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する観点から、いじめアンケート等を学期に1回実施する。実施にあたっては、児童生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。また、学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

(5) いじめへの早期対応

- ① いじめの発見・通報を受けたり、いじめの兆候に気づいたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を求めつつ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。また、必要に応じて教育委員会や関係機関、専門機関との連携を図りながら取り組む。
- ② いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないものである。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、

学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ③ 被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒が安心して教育が受けられるように継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。そして、再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的に支援していく必要がある。また、全体の問題として、その他の児童生徒への指導・助言も必要となる。
- ④ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ⑤ ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等を認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

(6) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童生徒の様子を把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

取組内容については、学校評価を活用するなどして、適時・適切に点検・評価する。その際、単に、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、『「いじめ問題への取組について」のチェックポイント』（いじめ問題への取組の徹底について 平成18年10月19日付け 文科初第711号）を活用するなどして、教職員が効果的にいじめの防止等に努めることができるよう、PDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおく。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項第1号のいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性であることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、事態発生について市長に報告する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

(4) 調査を行うための組織について

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、調査を行うための組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問

票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- ◇ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ◇ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ◇ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ◇ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ◇ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ◇ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ◇ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- ◇ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺

報道への提言を参考にする必要はある。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとはならず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

(1) 情報の適切な提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事等に送付する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受

けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により有田市いじめ問題調査委員会（仮称）を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命することとなるが、委員の任命にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や課題解決のための専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。